

【Eストアソリューションサービス利用規約】

第1条（目的）

Eストアソリューションサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、発注者が運営するインターネット事業の支援のために株式会社Eストア（以下「提供者」という）が発注者に対し提供するサービスの利用条件を定めるものとし、発注者は次条に定めるサービスの利用にあたりこれに合意するものとします。なお、ショップサーブの利用がある場合は、[ショップサーブサービス規約](#)についても適用されるものとします。

第2条（サービス内容）

本規約が適用されるソリューションサービスには、制作代行、集客代行、運営代行、撮影代行、外部連携ツール提供およびコンサルティング、その他付随するサービス（以下、総称して「本サービス」といいます）が含まれるものとします。

第3条（用語の定義）

- 「制作代行」とは、発注者が利用するための各種ウェブページ、バナーまたはイラスト等のうち、発注書に記載されている対象（以下「制作物」といいます。）を制作するサービスおよび発注者が利用するための各種ウェブページの保守を代行するサービスをいいます（「制作代行」は発注書において単に「制作」と表記されることがあります。）。制作代行は、制作物がある場合、当該制作物の納品をもって終了となり、制作物がない場合、契約期間は発注書に記載のとおりとします。
- 「素材」とは、本サービス提供に必要な情報、資料および商品等であって、提供者が指定するものをいいます。
- 「集客代行」とは、インターネット広告運用およびそれに関連する業務のうち発注書に記載する業務を提供者が発注者のために代行することをいいます（「集客代行」は発注書において単に「集客」と表記されることがあります。）。
- 「運営代行」とは、発注者が運営するインターネット事業の運営サポート、販売促進支援、受注管理サポートおよびそれに関連する業務のうち発注書に記載する業務を提供者が発注者のために代行することをいいます。
- 「撮影代行」とは、発注者が運営する各種ウェブページに掲載する目的で、画像および動画などの撮影を提供者が発注者のために代行することをいいます。
- 「外部連携ツール」とは、提供者以外の外部事業者が提供する外部ツールのうち、提供者が発注者に使用させることのできる外部事業者のツール群をいい、「外部連携ツール提供」とは、かかるツール群のうち発注書に記載されたツールを提供者が発注者に使用させることをいいます（「外部連携ツール」は発注書において単に「ツール」と表記されることがあります。）。
- 「コンサルティング」とは、発注者の運営するサイトのアクセス分析、顧客分析等に代表される発注者のインターネット事業の支援業務のうち発注書に定める業務を提供者が発注者から受託することをいいます（「コンサルティング」は発注書において単に「コンサル」と表記されることがあります。）。

第4条（利用料金の支払等）

- 本サービスに対する利用料金は発注書に記載のとおりとします。ただし、集客代行においては、発注書に記載された金額は運用上の目安（以下「予算額」といいます。）であり、実際の利用料金は以下の基準に従って確定するものとします。
 - 実際の運用結果（以下「実績金額」といいます。）は、対象月の翌月第1営業日時点において、提供者が各広告媒体の管理画面にて確認した数値を正とし、これを確定金額とします。なお、確定後に媒体側の都合等により数値の変動（無効クリックの控除や反映遅れ等を含みます）が生じた場合であっても、確定した利用料金の変更や返金等は行わないものとします。
 - 前号により確定した実績金額が予算額を超過した場合において、その超過額が予算額の3%以内であるときは、発注者はこれを許容し、確定した利用料金として支払うものとします。
 - 実績金額が、前号の範囲（予算額の3%）を超えて超過する見込みとなった場合、または超過する必要がある場合は、提供者は事前に発注者へ協議を申し入れるものとし、改めて変更後の金額を記載した発注書を提出、または合意書を締結するものとします。
- 発注者は、前項の利用料金を発注書に記載された支払い条件にしたがって提供者に対して支払うものとし、かかる支払いに必要な振込手数料その他の費用は、すべて発注者が負担するものとします。
- 発注者に提供される本サービスの範囲は発注書に記載のとおりとし、発注書に記載のない業務の提供は利用料金に含まれません。

第5条（制作代行における注意事項）

- 発注者は、提供者が別途定めない限り、発注者自身の責任をもって無償で素材を準備するものとし、提供者に対し、参考ページを指定した模倣の依頼やURL等から画像等の取得の依頼は行わないものとします。発注者は、提供者に対し、発注者が準備した素材について、第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害するおそれのないことを保証し、仮に侵害の責を問われた場合は、自己の責任・費用をもってこれを処理し、提供者に一切の負担及び損害をかけないものとします。
- 提供者は、発注者が前項にいう素材を含め、提供者が発注者に指示した資料等の提供を完了した後、双方で合意した日時をもって、制作に着手します。
- 提供者は、発注者から提供を受けた情報にもとづいて提供者が提案し、発注者が承諾した内容を前提として、発注者が発注の時点において指定するサービスの仕様にあわせて制作を行います。
- 発注者は、提供者の制作着手後、対象となる商品および内容等の変更はできないものとします。
- 提供者は、発注の時点において発注者が指定したサービスの仕様に変更になったことによって生じた制作物の表示の崩れには対応しないものとします。
- 発注者は、デザイン、ライティング等の内容および方法について、提供者に対し詳細な指定や、コンテンツの追加の依頼は出来ないことを承諾するものとします。
- 発注者は、制作スケジュール、作業順序および納期について、提供者の指定に従うものとします。
- 制作に対応できる領域は以下のとおりとします。
【PC向けサイト】Microsoft Edge/Firefox/Chrome/Safari等 各最新バージョン
【スマートフォン向けサイト】OS：最新バージョン(Safari)/Android：最新バージョン(Chrome) ※Internet Explorer 対応の場合は別途費用が必要となります。

第6条（制作代行における納品）

- 提供者は、制作物が完成した時点で発注者に通知し、発注者は提供者の指示に従い、1週間以内に制作物を確認するものとします。
- 前項に定める制作物完成の通知は、発注者から提供者に予め届け出られたメールアドレスへのメール送信もしくは提供者が指定した連絡ツールでの連絡にて行うものとし、当該通知を発注者が開封したか否かにかかわらず、提供者が当該メールおよび連絡ツールでの送信したことをもって当該通知は完了したものとします。
- 発注者は、修正が必要な場合、第1項に定める通知を提供者がした日から1週間以内に修正を依頼するものとします。なお、提供者は、修正依頼につき、文言の修正等、軽微なものに限り、1回のみ対応するものとし、デザインの大幅な修正や再修正は行わないものとします。また、発注者は、修正の必要がない場合は、制作物について承諾した旨を提供者に対し通知するものとします。
- 提供者は、以下の各号の一に該当する場合、発注者に対し制作物を納品したものとします。
 - 前項に基づき修正が完了し、別途提供者が指定した期間内に発注者から提供者に対し、当該修正物の瑕疵等について、何らの通知もなかったとき。
 - 発注者から納品の承諾があったとき。
 - 本条第1項及び第2項に定める制作物完成の通知後、発注者から提供者に対し、当該完成制作物の瑕疵等について、何らの通知もなく1週間が経過したとき。
- 提供者は、納品後の制作物（以下「納品物」という）について無償の修正を行わないものとします。

第7条（制作代行における納品物に関する発注者の権利と責任）

- 制作代行に基づき作成された納品物（納品物の半製品を全て含み、かつ有形および無形物を含む）に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、その他一切の知的財産権は、発注者または第三者が従前から保有していた権利を除き、提供者に帰属するものとします。ただし、発注者は、納品物に関する利用権を有するものとします。
- 納品物のうち、外部のコンテンツ提供事業者より提供者が使用許諾を受けた素材については、提供者が発注者に対して、第三者の権利を侵害していないことを保証するものではありません。
- 発注者は、納品物の変更について、発注者自身の責任をもって行うものとします。特に、次の各号について注意するものとします。
 - 提供者は、制作時に作成した画像やHTMLソース等一切の情報およびデータについて、保存および管理は行いません。
 - 発注者が納品物について改変を行ったことに起因し、当該納品物に不具合が生じた場合、提供者はその責を負わないものとします。

- (3) 提供者は、第5条第3項により、提供者が提案し、かつ、発注者が承諾した時点における仕様に基づいて納品物を作成するものであり、当該時点以降の仕様変更による納品物の表示について、提供者は修正を行わないものとします。
4. 制作代行の過程で作成したPSD、AIを含む制作データの素材について、発注者は権利を有さず、提供者は発注者に対し提供しないものとします。
5. 提供者は、発注者の指示に基づき、納品物を完成させるものであり、商品の説明や宣伝内容について、一切の責任を負わず、制作代行が、発注者の売上を保證するものではないことを了承するものとします。発注者は、発注者自身の責任をもって、不当表現、誇大表示及び法令違反等がないか確認するものとします。

第8条 (集客代行における注意事項)

- 集客代行を利用するためには、原則として次条に定める初期設定が事前に広告媒体ごとに必要であることを発注者は了承するものとします。
- 集客代行における初回契約期間は、発注者の提出した発注書の提供者による受諾後、発注者と提供者が集客代行の開始日として合意した日から当該開始日が含まれる暦月の末日までとします。発注者より、契約期間満了日の1ヵ月前までに解約の連絡がない場合は、更に契約期間を1ヵ月として、同一条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
- 提供者は、発注者の要望、条件、広告内容等を勘案し、発注者からの集客代行の申込を承諾しない場合があります。
- 発注者は、提供者による集客代行は、売上の向上、特定の検索順位、アクセス数、顧客満足度等の成果を保證するものではないことを了承するものとします。
- 提供者が集客代行を行う上で目安とする金額を変更する場合には、発注者および提供者の事前の合意が必要であるものとします。

第9条 (初期設定)

- 初期設定は、発注者が、提供者の定める申込に必要な事項及び書類を提供者に通知・提出することで申込が完了するものとします。
- 初期設定費は、あくまでも初期設定にかかる料金であり、発注者が初期設定完了後に集客代行を利用するか否かにかかわらず、返金しないものとします。
- 初期設定は集客代行において使用する媒体種類ごとに必要です。尚、初期設定を行ったが集客代行を利用しなかった場合、もしくは集客代行を利用した後解約した場合においては、同種類の媒体であっても、再度集客代行を利用するためには改めて初期設定が必要です。

第10条 (集客代行における広告内容および素材)

- 発注者は、集客代行において取り扱う広告の内容が、以下各号に定める事項に該当しないことを提供者に対して表明し保證するものとし、提供者からそれらを保證する証憑等を求められた場合は、速やかに提出するものとします。
 - 第三者の権利を侵害するもの。
 - 法令及び官公庁のガイドライン等に違反するもの。
 - 青少年に有害なもの。
 - 公序良俗に反するもの。
- 前項に定める広告の内容につき、前項各号に定める事項に該当すると提供者が判断した場合、提供者は、集客代行の利用申込の拒否、もしくは既に提供中の集客代行につき、提供の即時中止をすることがあります。尚、当該申込拒否や提供中止につき、発注者は異議を述べないものとします。
- 集客代行において取り扱う広告の内容につき、発注者と第三者の紛争に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第11条 (広告運用アカウント情報の管理)

- 発注者は、広告運用アカウント (Google アカウント、Meta アカウント等、広告運用に利用するアカウント全般のことを指します) のID及びパスワードの情報を提供者に開示することで、広告運用アカウントのシステム上、当該ID及びパスワードによって管理される広告運用サービスに関し、提供者が情報の閲覧、または当該サービスの使用が出来る状態になることを確認し同意するものとします。ただし、提供者は、本サービスに関する範囲のみ当該ID及びパスワードを使用して作業をするものとし、それ以外の閲覧・操作は一切しないものとします。また、第22条1項および第23条に基づき、秘密を保持するものとします。
- 発注者は、本サービス終了後、自らの責任で広告運用アカウントのパスワードを変更するものとします。当該変更を怠ったことにより発注者に生じた損害、不利益等について、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第12条 (運営代行における注意事項)

- 発注者は、提供者が運営代行を遂行するために必要な情報 (商品情報、在庫数、販促企画、顧客対応方針、ID・パスワード等) および素材を、提供者が定める期日までに遅滞なく提供するものとします。発注者による情報の提供または確認の遅延により生じた作業の遅れや損害について、提供者は責任を負わないものとします。
- 提供者が運営代行において作成・設定した内容 (商品販売価格、商品説明文、キャンペーン設定、メールマガジン、顧客への返信文面等を含みますがこれらに限られません) については、発注者が自身の責任において最終確認を行うものとします。発注者が当該内容を承認した場合、または発注者が確認を怠ったことに起因して発生したトラブル (価格誤表示による損失、誤字脱字、意図しない販売設定等) について、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- 顧客対応 (問い合わせ対応、受注処理、返品・交換対応等) を含む業務において、提供者は発注者が定めた方針またはマニュアルに従い業務を遂行するものとします。返金、返品、クレーム対応等の最終的な判断および決定権は発注者に帰属するものとし、提供者の対応が発注者の方針に沿ったものである限り、当該対応により生じた結果について提供者は責任を負わないものとします。
- 運営代行における初回契約期間は、発注者の提出した発注書の提供者による受諾後、発注者と提供者が運営代行の開始日として合意した日から当該開始日が含まれる暦月の末日までとします。発注者より、契約期間満了日の1ヵ月前までに解約の連絡がない場合は、更に契約期間を1ヵ月として、同一条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。ただし、発注書において、単発の業務 (以下「スポット業務」といいます) として個別に期間または納期が定められている場合は、当該期間の満了または業務の完了をもって契約は終了し、自動更新は行われませんものとします。
- 発注者は、提供者による運営代行が、売上の向上、特定の検索順位、アクセス数、顧客満足度等の具体的な成果を保證するものではないことを了承するものとします。

第13条 (撮影代行における注意事項)

- 第5条 (第5項および第8項は除きます) の規定は、撮影代行について準用するものとします。この場合において、第5条中の「制作」を「撮影」、「制作物」を「撮影物」と読み替えるものとします。
- 発注者は、提供者による商品の撮影のために、提供者に対し、商品を無償で提供するものとします。当該商品は、撮影終了後、提供者が別途定める場合を除いて、発注者に返還するものとし、当該商品の提供および返還にかかる費用は、発注者が負担するものとします。また、提供者は、当該商品における当初からの瑕疵、配送または撮影に伴う破損等について、一切の責任を負わないものとします。なお、次の各号については、撮影制作ができません。
 - 生き物 (ペット、生餌等)。
 - 組み立てを必要とするもの。
 - 郵便または宅配便で発送できないもの。
 - 郵便または宅配便における保険適用がないもの。
 - 撮影に際し、危険を伴うもの。
 - 撮影が著しく困難なもの。
 - 法令の定めまたは以下で取扱・販売等が禁止されるもの。
 - 提供者または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するもの。
 - 提供者または第三者の財産権、プライバシー権または肖像権等を侵害するもの。
 - 提供者または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損するもの。
 - わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品。
 - 特定商取引に関する法律・銃刀法・麻薬・ワシントン条約その他関連条約等の法令の定め違反するものまたは官公庁、自治体が販売を禁止するもの
 - 法令で許認可を義務付けられている商品について、必要とされる許認可なしに販売しているもの。
 - その他、提供者が不適切と判断するもの。

第14条 (撮影代行における納品)

第6条の規定は、撮影代行における納品について準用するものとします。この場合において、第6条中の「制作物」を「撮影物」、「デザインの大幅な修正や再修正」を「再撮影や大幅な修正」と読み替えるものとします。

第 15 条（外部連携ツール提供における注意事項）

- 外部連携ツール提供を利用するためには、初期設定が必要となることがあり、その場合、発注者は、初期設定費を発注書に記載のとおり支払うものとします。
- 外部連携ツール提供における初回契約期間は、発注者の提出した発注書の提供者による受諾後、発注者と提供者が外部連携ツールの提供開始日として合意した日から当該開始日が属する暦月の末日までとします。発注者より、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに解約の連絡がない場合は、更に契約期間を 1 ヶ月として、同一条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
- 発注者は、外部連携ツール提供が成果を保証するものではないことを了承するものとします。
- 第 32 条の定めにかかわらず、発注者は、提供者による外部連携ツールの提供によって発注者に生じた損害について、提供者が一切責任を負わないことに了承するものとします。
- 発注者は、外部連携ツールの提供事業者が別途定める利用規約等を確認した上で、同提供事業者が定める使用許諾条件またはそれに準ずる内容に同意して、外部連携ツールを使用するものとします。
- 天災、不慮の事故など、やむを得ない事由により、外部連携ツールの提供が遅延、中断、停止等した場合、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（コンサルティングにおける注意事項）

- 提供者は、発注者による必要資料等の提出が完了した後、双方で合意した期日よりコンサルティング業務の着手を開始するものとします。
- 発注者は、提供者のサービス着手後、対象となるサービス内容等の変更はできないものとします。
- コンサルティングにおける初回契約期間は、発注者の提出した発注書の提供者による受諾後、本条第 1 項に基づき双方が合意した着手日から当該着手日が属する暦月の末日までとします。発注者より、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに解約の連絡がない場合は、更に契約期間を 1 ヶ月として、同一条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
- コンサルティングにおいて、提供者から発注者に対して調査レポート等を作成する場合、当該レポート等の特許権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）その他の知的財産権及びノウハウに関する権利は、提供者に属するものとします。
- 発注者が第 4 条に基づく利用料金を支払わない場合には、提供者は、発注者に事前に通知することなく、コンサルティングの提供を停止することができるものとします。
- 発注者は、提供者によるコンサルティングが、正確性や成果を保証するものではないことを了承するものとします。
- 発注者より提供された資料等の不備または誤記等に起因して発注者に損害が生じた場合、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第 17 条（相殺）

提供者は、発注者が本サービスの利用料金を定められた期日までに支払わない場合、提供者が発注者に対して有する債務（発注者がショッピングサーブの決済代行サービスを利用していた場合の決済代行金の支払等が含まれるがそれに限られない）と当該未払利用料金を相殺することができるものとし、これに対し、発注者は一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。なお、提供者は、発注者に対し速やかにその旨を通知するものとします。

第 18 条（権利義務の譲渡）

提供者および発注者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本規約に基づく取引により生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第 19 条（再委託）

提供者は、発注者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第 20 条（連絡担当者）

発注者は、本サービスにおいて、提供者からの連絡に対し窓口となる担当者を 1 名に限定し、提供者に通知するものとします。当該担当者は、個人の場合は発注者自身、法人の場合は、当該法人に所属する者とします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

- 発注者は、提供者に対し、発注の時点において、発注者（発注者が法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 発注者は、提供者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

第 22 条（秘密保持）

- 発注者および提供者は、本サービスを利用または提供するうえで知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報（名称、住所等）等の一切の情報（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、本サービスの終了後においても、相手方の書面による事前の承諾なくして、他の発注者または第三者に開示・漏洩、もしくは本サービスを利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
- 前項の規定にかかわらず、次の情報は秘密情報にあたりません。
 - 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。
 - 第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。
 - 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - 相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。
 - 相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。
- 発注者および提供者は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。
- 提供者は、第 19 条に基づき本サービスの全部または一部を委託した業者に対し、秘密情報を開示することができるものとします。

第 23 条（個人情報の保護）

発注者および提供者は、個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。

第 24 条（個人情報の収集、利用、提供に関する同意）

- 発注者は、提供者がそのプライバシーポリシー（<https://estore.jp/privacypolicy.html>）に基づき、個人情報の収集、利用および提供することに関して、次の内容に同意するものとします。
 - 提供者が、発注者に本サービスを提供するため、発注者の個人情報を収集し利用すること。
 - 提供者が、本サービスを提供するうえで、発注者から収集した個人情報が事実と相違ないことを確認するために調査を行うこと。
 - 提供者および提供者の提携する会社が本サービスの提供に必要な範囲で、発注者に関する個人情報を相互に利用すること。
 - 提供者が、新サービスの案内、メンテナンス（障害情報を含む）のお知らせ等、発注者に有益かつ必要と思われる情報の提供のために発注者の個人情報を利用すること。
 - 提供者が、本サービスの解約後、業務の遂行上必要となる提供者からの問い合わせ、確認およびサービス向上にむけた意見収集のために発注者の個人情報を利用すること。
 - 提供者が、本サービスを提供するうえで、提供者の委託先に対して、発注者の個人情報を提供する場合があること。
 - 提供者が、提供者の実施するキャンペーン等のイベントのお知らせ、アンケート依頼、統計資料の作成等を目的として、発注者の個人情報を利用すること。
 - 提供者が、提供者の関係会社に発注者の個人情報を提供すること、および関係会社が、これを前号に定める目的の範囲内で利用すること。
- 発注者は、第 22 条に定める秘密保持義務にかかわらず、提供者が国の機関または地方公共団体等から要求された場合で提供者が相当と認める場合には、発注者の個人情報等を当該機関に提供者が開示する場合があることに同意するものとします。

第 25 条（個人情報の利用、提供の中止の申し出）

発注者は、提供者に対し前条第 1 項第 7 号および第 8 号の利用について、所定の手続きに従い利用の停止を申し出ることができるものとします。なお、発注者は、前条第 1 項第 1 号ないし第 6 号の同意事項については、本サービスの提供を維持するために必要不可欠な情報であることに鑑み、提供者に対して個人情報の利用、提供の中止の申し出を行うことはできないものとします。

第26条（個人情報等の開示、訂正、削除）

1. 発注者は、提供者に対して所定の手続きをとることにより、提供者に登録された自己の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
2. 発注者は、提供者に対して、前項の開示請求に基づき、登録された個人情報に誤りのある場合が明らかになった場合、誤情報の訂正または削除の請求ができるものとします。

第27条（延滞利息）

1. 発注者が利用料金を発注書に定められた期日を過ぎても支払わない場合は、発注者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、利息年6%の割合で計算される金額を、延滞利息として利用料金と一括して提供者が指定した日までに支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、すべて当該発注者が負担するものとします。

第28条（本規約の変更）

1. 提供者は、次に掲げる場合には、発注者に事前の承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。
 - ①本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - ②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 提供者は、本規約、料金規定およびその他の規約等を変更するときは、その効力発生時期を定め、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、オンライン上に表示するものとします。

第29条（提供者による本サービスの提供の中止および解約）

1. 提供者は、発注者が次の各号の一に該当すると判断した場合、発注者に催告することなく、本サービスの提供を中止し、利用料金についてただちに請求したうえで、本規約に基づく契約を解約できるものとします。なお、当該解約に関する通知は、発注者が提供者に届け出た発注者自身の連絡先または担当者の連絡先への通知をもって発注者に到達したものとみなします。
 - (1) 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡り処分を受けたとき、または支払い停止状態に至ったとき。
 - (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、または会社更生手続開始または特別清算の申立をなしたとき、またはこれらの申立がなされたとき。
 - (5) 解散、合併または事業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。
 - (7) 財産状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (8) 利用料金の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。
 - (9) 発注者にかかる本サービスの申込内容が事実と反する場合。
 - (10) 発注者が、以下に定める行為または法令により禁止される行為の内容が含まれるホームページに関して本サービスの発注を依頼した場合。
 - ①提供者または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
 - ②提供者または第三者の財産権、プライバシー権または肖像権等を侵害する行為。
 - ③提供者または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為。
 - ④わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品販売等を行う行為。
 - ⑤特定商取引に関する法律・銃刀法・麻薬・ワシントン条約その他関連条約等の法令の定め違反するものまたは官公庁、自治体が販売を禁止するものを販売する行為。
 - ⑥法令で許認可を義務付けられている商品について、必要とされる許認可なしに販売する行為。
 - ⑦インターネット上で、商品を販売する画面において、「特定商取引に関する法律に基づく表示」に関する表示を行わない、または虚偽の内容を表示する行為。
 - ⑧インターネット上で、商品を販売する画面において、契約者以外の第三者を販売または運用責任者として表示する行為。
 - ⑨インターネット上で、商品を販売する画面において、誤解をあたえるおそれのある内容を表示する行為。
 - ⑩インターネット上で、商品を販売する画面において、著しく事実と相違し、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような内容を表示する行為。
 - ⑪インターネット上で、商品を販売する画面において、商品価格が円建てであることが不明瞭である内容を表示する行為。
 - ⑫インターネット上で、商品を販売する画面における販売条件や商品説明内容と異なる商品を販売または提供する行為。
 - ⑬二重売上・架空売上・売上代金の水増し・売上代金の分割記載・その他不実記載や不当価格、他人名義での売上等、虚偽の売上行為。
 - ⑭現金の立替、過去の売掛金の清算等、本サービスを通じての商品販売に関係のない債権の回収に使用する行為。
 - ⑮無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘および運営する行為。
 - ⑯有害なコンピュータプログラムの送信等、提供者による本サービスの提供または他の契約者による本サービスの利用に支障を生じさせる行為。
 - ⑰第三者に対し、無断で広告・宣伝・宣伝勧誘等の電子メールを送信する行為、受信者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為、または犯罪幫助の恐れのある電子メールを送信する行為。
 - ⑱提供者の利益に反する行為。
 - ⑲提供者が不適切と判断する行為。
 - (11) 発注者がショッピングサーブを利用している場合、[ショッピングサーブ規約](#)によりショッピングサーブが解約となった場合。
 - (12) 本規約の条項、提供者からの指導のいずれかに違反した場合。
 - (13) 本サービスの提供を妨害した場合。
 - (14) 提供者からの連絡に対し、発注者に起因する事由により、制作代行もしくはコンサルティングの申込後45日以内に、提供者が作業に着手できない場合。
 - (15) 発注者に起因する事由により、本サービスの申込後、2週間以上経っても提供者が作業に着手できない場合。
 - (16) 提供者に届け出た連絡先に対し、提供者からの電話、ファクシミリ、電子メール等による連絡が取れない場合、または郵送等による発送物が発注者に到達しない場合。
 - (17) 発注者が本規約第21条に定める反社会的勢力に該当することが判明した場合、もしくは発注者が本規約第21条に定める反社会的勢力に該当すると提供者が判断するに足る相当な事由がある場合。
2. 本条第1項による本サービスの解約は、提供者の発注者への損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 本条第1項により本サービスが解約となった場合、提供者は、発注者から支払われた本サービスに関する一切の料金を返還しないものとします。
4. 本条第1項による本サービスの解約に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。
5. 提供者は、契約期間中であっても、解約を希望する月の前月末日までにその旨を発注者に通知することで解約できます。なお、当該通知は発注者から提供者に予め届け出られた住所に書面を送付することで完了するものとします。

第29条の2（本サービス終了時の特別）

1. 発注者は、本サービス（自動更新されるものに限る）の一部または全部の提供の停止（解約）を希望する場合は、停止を希望する日の1ヵ月前までに、提供者所定の方法により申し出るものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、広告媒体、代行サービス、外部ツール等の停止または解約については、各媒体、各外部サービス提供事業者が定める解約条件および解約手続が優先して適用されるものとします。
3. 本条第1項の解約期限の経過その他の事由により、各媒体または外部ツールの月額費用等（提供者が第三者に対して支払義務を負う費用を含む）が発生した場合は、当該費用はすべて発注者の負担とし、提供者は一切これを負担しません。
4. 前2項の規定は、本規約に基づく解約のみならず、第29条第1項（強制解約等）に基づき提供者が本サービスを中止または解約した場合、およびショッピングサーブ規約に基づきショッピングサーブに基づく契約が解約（破産、未払い等による強制解約を含む）となった場合にも同様に適用されるものとします。

第30条（本サービスの内容等の変更または廃止）

1. 提供者は、以下のことを行うことができます。
 - (1) 発注者へ事前に通知を行い、本サービスの内容・名称を変更すること。

(2) 本サービスの提供を受けている発注者に対し、1ヵ月前までに通知することにより、提供者が本サービスの一部または全部を廃止すること。
2. 前項に基づく変更または廃止に関し、提供者は一切の責任を負わないものとします。

第31条 (免責)

提供者は、以下の事由が発生した場合に本サービスの中断、中止を行うことができます。これにより発注者に損害が生じたとしても、提供者は一切責任を負わず、免責されるものとします。

- (1) システムメンテナンス、保守点検
- (2) サーバー機器、ネットワーク機器の故障
- (3) 当社の原因によらない停電、天災等の不可抗力
- (4) 提携先、委託先都合により本サービスが提供できない場合
- (5) その他一時的な中断を必要とした場合

第32条 (損害賠償)

提供者の故意または過失により発注者に損害を与えたときは、提供者は通常損害（逸失利益は含まない）に限り、当該損害に関する事由が発生した時点から遡って過去1か月間に発注者から現実受領した金額を上限として賠償するものとします。ただし、天災地変、戦争、内乱、法令の制定または改廃、公権力による命令処分、労働争議、電話回線または諸設備の故障、その他提供者の支配できない事由による損害については、提供者は賠償しないものとします。

第33条 (法令遵守)

発注者および提供者は、本規約に関連する法令を遵守するものとします。

第34条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第35条 (合意管轄裁判所)

本規約に関して発注者と提供者の間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第36条 (紛争の解決のための努力)

本規約に関して発注者と提供者の間に係争が生じた時は、相互に協力の上、誠実に解決のための努力をするものとします。

第37条 (存続条項)

本規約第5条第1項、第7条、第17条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第32条、第33条および第35条については、本規約に基づく各契約終了後といえども、なお、有効に存続するものとします。

Eストアソリューションサービス利用規約 実施日 2019年4月1日
改定日 2026年4月1日